

公設船着場に係る維持管理協定書

大阪府（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、大阪市西区川口二丁目 54 番 1 地先に位置する安治川左岸の河川区域内で大阪府が整備した船着場の使用に関し、安治川左岸中之島 GATE ターミナル整備・管理運営事業基本協定書（以下「協定書」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり維持管理協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲が河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づき占有許可を受けて設置した船着場の管理運営に関し必要な事項を定め、もって、公設船着場の使用手続きの簡素化を図り、水都大阪の再生に資する舟運を活性化させることを目的とする。

（対象施設）

第 2 条 本協定の対象施設は次のとおり（以下、「船着場等」という。）とする。

所在地：大阪市西区川口二丁目 54 番 1 地先

施設：船着場 2 バース（海船用、川舟用各 1 バース）

スロープ（船着場～笠コンクリート天端）

※詳細は別図参照のこと。

（業務内容）

第 3 条 乙は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 船着場等の一般使用に係る運営に関すること
- (2) 船着場等の安全管理に関すること
- (3) 船着場等の維持管理及び補修に関すること

（対象船舶の制限）

第 4 条 対象船舶は、最大全幅 9 m までの船舶に限る。

（使用時間等）

第 5 条 船着場等は、原則、午前 8 時から午後 10 時までを使用可能とし、それ以外の時間帯の使用については、甲乙協議の上決定する。

2 1 回の係留時間は 10 分を目安とし、甲乙協議の上決定する。

3 乙は、必要があると認めるときは、甲と協議の上、臨時に休業日を定めることができるものとする。

4 甲は、地震災害時等の非常時に船舶の使用による被災者避難のための乗降施設や救援物資輸送等の搬出入路施設として使用する場合は、一般の使用を停止することができる。

(案)

(使用受付)

第6条 乙は、使用日の直前の営業日の11時までに予約を受付けて使用させるものとする。

- 2 前項の予約は原則として3ヶ月前の1日より受付けるものとする。
- 3 前項の受付にかかる使用承認については1日に受付けたものについて第9条の定めにより承認を行う。2日以降の受付については、既承認の日時を除いて、受付日ごとに第9条の定めにより承認を行うものとする。

(行為の禁止)

第7条 乙は、次に掲げる行為を禁止事項とし、使用者及び旅客へ周知するものとする。

- (1) 届出時間を超える係留
 - (2) 船着場等を損傷する行為
 - (3) 船着場等周辺の住民の迷惑となるような行為
 - (4) 船着場等及びその周辺における集客行為
 - (5) 船着場等における火気の使用
 - (6) 船着場等に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
 - (7) 船着場等での物品の販売、募金等
 - (8) その他、河川管理上支障をきたすおそれのあること
- 2 乙は、使用者が、前項の禁止事項に違反した場合、使用を制限することができるものとする。

(使用者への周知)

第8条 乙は、本協定の目的を達成するため、別途「使用のしおり」を作成し、使用者への周知を図るものとする。

(使用方法)

第9条 乙は、公共性の確保並びに特定の者による独占的な使用の防止を図りつつ、使用を希望する船舶が競合した際は、原則として海上運送法(昭和24年法律第19号)第2条第5項に基づく一般旅客定期航路事業を行う船舶、同法第21条第1項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶、13名未満の旅客定員を有する船舶による遊覧船、プレジャーボート等の順に、使用を承認するものとする。

- 2 乙は、船着場等の利用調整を円滑に行うため、船舶の事故防止対策などの推進並びに河川運航の安全に寄与することを目的に、第3条第1号から同条第3号に掲げる業務の一部を委託することができ、乙を受託者と読み替えて運用することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により、業務の一部を委託する場合は、受託者と管理運營業務に係る協定を締結するとともに、本協定を遵守した管理運用を行うため、受託者を十分に指導するものとする。

(案)

(事故防止)

第10条 乙は、船着場等の事故防止のため、安全管理に努めるものとする。

(安全点検)

第11条 乙は、船着場等に異常があり危険と判断した場合は、甲及び河川管理者に報告しなければならないものとする。

(事故等の対応)

第12条 事故発生や非常事態の際は、乙は、使用者から速やかに報告を受け、関係機関へ通報するものとする。

(管理体制)

第13条 乙は、船着場等を安全かつ快適に使用できるよう必要な管理体制を構築するものとする。

(維持補修)

第14条 乙は、定期的に清掃や補修を実施し、船着場等を良好な状態に保つものとする。

(不適正使用の防止)

第15条 乙は、船着場等の施錠管理を行い、不適正使用を防止するものとする。

(管理運営協力金の徴収)

第16条 乙は、第3条に掲げる業務に係る費用の一部に充当するため、使用者から管理運営協力金を徴収することができるものとする。

2 乙は、管理運営協力金を徴収する方法等を変更する場合は、甲の承認を得るものとし、乙は、収支決算を年度ごとに甲に報告するものとする。

(船着場等周辺での非常事態への対応)

第17条 乙は、付近を航行する船舶から、機関の故障や旅客の急病などの非常事態により船着場への係留要請があった場合は、予約の有無にかかわらず要請に協力するものとする。

(協議)

第18条 乙は、本協定に定めるもののほか、船着場等の維持管理等に必要な事項について、甲及び河川管理者と協議して定めることができるものとする。

(案)

(乙の責務)

第 19 条 河川管理者から、河川管理上、公益上またはその他の理由により、船着場等の使用中止の要請があった場合、乙は、使用者に対しその使用を中止させなければならないものとする。

(使用実績等の報告)

第 20 条 乙は、別に定める様式により毎月の使用実績等を年度ごとに甲に報告するものとする。

(適用の除外)

第 21 条 イベントの開催等により、甲が船着場等を使用する必要があると認めた場合、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(協定の変更)

第 22 条 甲は、施行期間中に、河川管理上、公益上またはその他の理由により、本協定の変更を必要と認めた場合、河川管理者との協議の上、必要に応じて改訂するものとする。

(有効期間)

第 23 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。

(その他)

第 24 条 本協定に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、別途定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 大阪府 (代表者) 大阪府府民文化部長 ●● ●●

乙 事業者 (所在地) ●●●●●●
(法人名) ●●●●●●
(代表者名) ●● ●● ●●